

教育委員会会議録要旨 (令和4年第17回)

定例会	日 時	令和4年9月6日(火) 午後1時30分										
	場 所	明石市役所分庁舎4階教育委員会室										
出席者	委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">北 條 英 幸</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">教 育 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">柏 木 輝 恵</td> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">川 本 まり子</td> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋 幸 男</td> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋 本 彰 則</td> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> </table>	北 條 英 幸	教 育 長	柏 木 輝 恵	委 員	川 本 まり子	委 員	橋 幸 男	委 員	橋 本 彰 則	委 員
	北 條 英 幸	教 育 長										
柏 木 輝 恵	委 員											
川 本 まり子	委 員											
橋 幸 男	委 員											
橋 本 彰 則	委 員											
事 務 局	村田局長 田辺室長 桑原次長(指導担当) 新田次長(給食担当) 西山総務担当課長 小島学校教育課長 三ノ浦総務担当企画総務担当係長											

次 第

○報告事項

1. 学校現場における新型コロナウイルス感染症の現状について

開催

(北條教育長)

それでは、ただいまから、令和4年第17回定例会を開会します。

本日の署名委員は、橘委員をお願いします。

それでは、本日の審議を始めます。

本日は報告事項のみです。

報告事項 1「学校現場における新型コロナウイルス感染症の現状について」、説明をお願いします。

(小島課長)

報告事項 1「学校における新型コロナウイルス感染症の現状及び対策等について」報告させていただきます。

まず、「1 感染状況について」です。

児童生徒及び教職員の感染状況ですが、全国及び兵庫県の感染者数が7月中頃あたりから増加していることに伴い、学校での感染者数、学級閉鎖も増えております。ただし、8月につきましては授業日数が他の月よりも少ないので、学級閉鎖数も4、5、7月よりも少なくなっています。

「2 感染拡大防止対策について」です。

まず、「(1) 身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける。」

「規則正しい生活を送る」という、児童生徒及び家庭に対してこれまでも啓発してきたことです。

「(2) 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける等の予防策を徹底する。」

「密を避ける」ことです。新型コロナウイルス感染症が流行するまでは、

学校生活において普通に行っていたことが感染につながる可能性があります。感染のリスクを少しでも減らすよう努めています。

「(3) 風邪症状がある場合は外出を控え、自宅で休養する。」

外出はもちろん、登校を控え、自宅で休養することを保護者に連絡しています。

「(4) 食事前後の手洗いを徹底し、食事中は飛沫を飛ばさないよう会話は控える。」

給食中は黙って食べる「黙食」を続けております。本来、給食の時間は友だちや先生との交流の場であったのですが、「感染を防ぐ」ことを第一に「黙食」を続けております。

「3 学校行事の実施について」です。

まず、「(1) 宿泊行事」です。

県内における活動は小学校 5 年生自然学校、中学校は、今年度は少しレギュラーなのですが、学年によっては県内での宿泊を行っております。感染拡大防止対策を講じながら実施しております。

1 学期に実施した学校もありますが、2 学期に実施する予定の学校も残っております。

県外における活動は修学旅行になります。行き先の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを確認して実施しています。

「(2) 体育大会（運動会）、文化発表会（音楽会）等」です。

各校で内容の精選・時間の見直し・観覧者の制限等、可能な限りの感染拡大防止対策を講じたうえで実施しております。もちろん、保護者への説明も学校から行っております。

「(3) 授業参観・オープンスクール」です。

感染状況や学校の規模等を見ながら、可能な限り実施する方向で取り組んでいます。実施する際には、人数制限や保護者の方の移動ルート等を工夫して感染防止に努めております。

「4 コロナ禍における熱中症予防について」です。

まず、「(1) マスクの着用」です。

熱中症予防の観点から、体育の授業、運動会・体育大会の練習ではマスクを外すように指導しております。

中学校の運動部活動の活動時や登下校時にもマスクを外すように指導しております。その際、十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導しております。

「(2) 適切な処置を行うことができる環境整備等」です。

児童生徒が少しでも体調に異変を感じたら、速やかに空調が効いている室内や風通しの良い日陰など涼しい場所へ移動させます。何よりも、学校で子ども達に無理をさせないようにしています。

屋外での活動に際しては帽子の着用を推奨しています。涼しい服装での登下校ということで、中学校にはなりますが体操服で登校してもよいとしております。また、日傘の使用も推奨しています。

「(3) 水分・塩分の補給」です。

屋内屋外問わず、こまめに水分補給を行うように指導しています。

熱中症対策として児童生徒にはスポーツドリンクを持たせる等、学校が状況に応じて対応しています。学校の保健室には経口補水液又はスポーツドリンクを置いています。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありませんでしょうか。

従前からの対応に変わったところはありませんでしょうか。

(小島課長)

特に変わっておりませんが、先ほど帽子の話しをさせていただきま

したが、中学校に確認しましたら、全員指定の帽子を用意させるという
ったことではなく、購入について斡旋はしておりますが、今持っている
るものでもよいと幅を持たせているようです。

小学校に関しましても、幅を持たせているとのことでした。スポー
ツドリンクも同様です。

(橋本委員)

補足をさせていただきます。

まず、最近、文科省から指示が出まして、学級閉鎖の考え方が新し
くなりました。

今までは、各クラスの中に複数のコロナ感染者がいる場合は、潜在
的にそのクラスの中で感染が広がりつつあることが想定されるという
ことで、2人の陽性者でもって学級閉鎖が一般的と考えておりました。

インフルエンザの場合は、症状が出てからの感染になるのですが、
このコロナの一番厄介なところは症状がない間でも感染させうるとい
うことを含めて、そのような対応にしてきたのですが、その感染の場
所がずいぶん変わってきております。

以前は、例えば食べ物屋といった話があったのですが、今はそうい
うところではなく、ほとんどが家庭内感染、同居家族の感染になって
おります。

ということは、同じ家の中での感染の確率は高かったとしても、学
校はきちっと対策をしておりますので、今までと同じような対応でど
うなのか、逆に教育の機会を奪ってしまうのではないかということの
観点から、数的に複数のコロナ患者が出たら学級閉鎖にするというこ
とではなくて、その感染者の周囲の状況を鑑みて学級閉鎖にしましよ
うということになります。

どちらかという、本来のインフルエンザに近いような形で学級閉

鎖の基準が示されてきています。ですので、今後も学級閉鎖そのものは教育委員会を中心に決めていただいておりますが、今後はそういった形で基準を変えて対応していくということでございます。

それと、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖について、法令的には学校長が決めることとなります。ただ、インフルエンザ等の場合は、校長が学校医に相談をして決めるということになっておりましたので、校医が決められているような印象を持つのですが、実はそうではなく、あくまでも学校長が決めます。

ただ、このコロナの場合は、それよりもさらに管理的な問題を挙げて教育委員会が決めるというのが実情です。

ですので、今後どのようになるかと言いますと、学校内での感染状況を学校と教育委員会で確認しながら、単に複数ということではなく、周囲の状況も鑑みながら、場合によっては保健所とも相談しながら学級閉鎖を決めていくということになっております。

次に、感染拡大防止対策の中で、「風邪症状がある場合は外出を控え、自宅で休養する。」とありますが、これは当初から文科省が言っていることです。

では、自宅で休養していつから学校に行くのかという話になって、解決の言葉にはなっていないのですが、今、兵庫県では自主療養制度ということを設定しております。

これは、症状のある人がコロナかもしれないということで県に申込をすると、県から抗原検査キットを送ってきて、それでもし陽性になればそこで登録をするという仕組みでございます。

もちろん、陽性になって登録するだけではなく、心配だから病院に行きたいということであれば、発熱等医療機関に限られますが、陽性

であることを確認できるものを持って、そちらの医療機関に行くこともできます。

ですので、具体的なこととしては、自宅で休養するということの延長線上で、例えば自主療養の制度を使って抗原検査キットをしてみて、各家庭で状況を判断することができるということも今はできます。

あと、県としては、各市町に抗原検査キットを配ってほしいといった協力要請をしてくれております。

他の市によっては、例えば薬局で配布しているというところもありますが、明石市は保健所を中心として、医療機関で対応してほしいということで、すべてではないのですが医療機関で抗原検査キットを預かっております。

ですので、普段、定期的に受診している病院があり、症状があつて気になるということであれば、所定の手続きをしていただければ、県まで申し込まなくても、早い段階で抗原検査キットをお渡しすることができることとなります。それが明石市の特別な仕組みということで補足させていただきます。

(桑原次長)

学級閉鎖の件ですが、これまでの状況を鑑みますと、例えば2人かかったけれども、他の子どもが元気だった場合は、広がらない傾向があり、2人かかり、なおかつ風邪症状の子がたくさんいたときに広がる傾向が高かったのも、橋本委員に相談させていただいた上で、ただ単に複数出ただけではなくて、他の子どもの状況も加味しながら学級閉鎖を決めていくようにさせていただいております。

(川本委員)

学級閉鎖の定義を伺いたかったのですが、今は一律ではないということですね。

相談をしながら、状況を見ながらになっているのですね。

(小島課長)

はい。

今までは2人出たらということで割と機械的だったのですが、やはり家庭内感染が多いですので、状況を見ながら、複数出ても家庭内感染が判断できましたら学級閉鎖にしない、何よりも学校での学びを止めてしまうということは、子ども達にとっては厳しいものがありますので、できるだけそこは避けるように考えております。

(川本委員)

仕事を休んでも補償があるようなところだったらよいのですが、仕事を休むと収入が減ってしまうという声も多くなっておりますので、そこは見極めてしていただきたいと思います。

(柏木委員)

学校行事の実施についての記載があるのですが、少しずつ社会全体も活動を継続していくような動きになってきている中で、これまで感染リスクがあると言われていたような日々の活動といったところは、何か学校で指導されているのでしょうか。

例えば、調理やピアノといったような、感染リスクがありそうと言われていたような活動はどうなっているのでしょうか。

(小島課長)

調理や、音楽の中でも「吹くもの」、例えばリコーダーと鍵盤ハーモニカについては今まで制限をしておりましたが、やはり制限すると先ほどお話しさせていただいたように、学びが止まってしまうので、感染対策をしっかりと行ったうえで、学校の状況を見ながら再開していく方向にしております。

ただし、なんでも大丈夫ということではありません。市内の学校に状況を確認しましたら、例えば、鍵盤ハーモニカでしたらマスクをして、下からホースを入れて吹いています。

また、9月の初めに水漁連の方が来られて、たこさばきを行ったといったことも聞いております。

調理実習というのは多くの機会あるものではないので、子ども達に体験的なことをできるだけ行っていく方向で進んでおります。

(北條教育長)

あと、連合音楽会についてお願いします。

(小島課長)

小学校は今年も中止、中学校は行います。

小学校と中学校の開催の仕方に違いがあり、小学校は学年で出演しますが、中学校は代表クラスの1クラスで合唱のみになります。

小学校は合唱と合奏になり、コロナ禍で実際に歌を歌う、合奏をすることができておらず、練習を積んでいないため非常に苦しいということ各校の音楽担当が申しておりました。

中学校は、それよりも少し規模が小さくなり、やはり経験を積みたいため、ぜひさせてほしいということで、感染防止対策を講じたうえで行う予定にしております。

(柏木委員)

子ども達にとっての時間は今しかありませんので、リスクを取っていただいたうえで、できる限りいろいろな体験が止まることのないように活動していただければと思います。

あと、幼稚園についてですが、学校は感染対策をとっているのですが、学校内での濃厚接触者はほぼないと聞いておりますが、幼稚園は働いている保護者の方も利用されているご家庭もあると思いますので、濃厚接触者の特定はどのようにされているのかわかれば教えてください。

(桑原次長)

また、担当課に確認させていただきます。

(橋本委員)

今は、濃厚接触者は保健所が決めてということではなく、質問があれば、こういう状況が濃厚接触者にあたるということを保健所からお知らせするという形になります。

例えば、感染者がいて、陽性が判明した段階で濃厚接触者になり、

なってから何日といった話があると思います。

どういった意味合いかと言いますと、Aさんがいて、Bさんという同居の人がいて、そこから濃厚接触になるのですが、AさんとBさんが、基本的には離れて接触がない状況だと、Bさんは濃厚接触者なのかどうかという話になります。

ですので、今、お話にあったような小さなお子さんの場合だと、どなたかが面倒を見る必要があると思います。ということになりますと、一般の濃厚接触との話ではなく、濃厚接触の終わりの部分がずっと続くというところがございます。ですので、両親と子どもがいた場合、両親とも陽性の場合、どちらかが陽性の場合、子どもだけが陽性の場合といった様々な状況によって変わってきます。ただ、保健所としては、保護者の方が感染者になった場合、もう一人の保護者の方が完全に子どもを世話しセパレートできるということでなければ、濃厚感染の最終日が継続して続くという考え方でお願いしますといった指導をしております。

(北條教育長)

長くなりますね。

(橋本委員)

そうなる、長くなります。

(川本委員)

冷房をしても必ず窓を開けるようにしておりますし、接触するといっても食事のときくらいですので、ほぼ家庭内が多く、園で濃厚接触者を特定した事例は2件くらいしかありません。

感染状況を見ると、年齢が下にいくにつれて多いなと感じていて、やはりマスクの取り扱いがあつたりするのかもしれませんが。

あと、感染拡大防止対策として、抵抗力を高めるために適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活とありますが、まさに学校生活なので、家に戻してしまっ、それが長くな

り、逆に健康な体を損なわないようにと思います。

(北條教育長)

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第17回定例会を終了いたします。

(14:00閉会)